

平成 19 年 11 月 5 日

各 位

会 社 名	住友電気工業株式会社
代 表 者 名	社長 松本 正義
(コード番号	5802 東証・大証第 1 部)
問 合 せ 先	広報部長 武谷 博之
	TEL:06(6220)4119

## 日新電機株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

住友電気工業株式会社（以下「当社」または「公開買付者」といいます。）は、平成 19 年 11 月 5 日開催の取締役会において、下記のとおり日新電機株式会社株式（コード番号 6641 東証第一部、大証第一部、以下「対象者」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

##### (1) 公開買付けの概要、経緯

当社は、現在、当社と当社の連結子会社である東海ゴム工業株式会社と合わせて対象者の発行済株式数の 32.45% (34,991,175 株) を保有しており、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、このたび対象者を当社の連結子会社とすることを目的に対象者株式を本公開買付けにより取得することを決定いたしました。

当社は、明治 30 年の創業以来、電線・ケーブルの製造技術を根幹とする独創的な研究開発を通じて様々な新技術、新製品を創出してまいりました。現在は、自動車、情報通信、エレクトロニクス、電線・機材・エネルギー、産業素材という 5 つの事業分野において、グローバルに事業を展開しております。

対象者は、明治 43 年に日新工業社として創業し、現在、電力用コンデンサをはじめ受変電設備、調相設備、制御システム等の電力機器事業および半導体製造用イオン注入装置、電子線照射装置、薄膜コーティング等のビーム・真空応用装置事業を主たる事業としております。

対象者は、昭和 12 年に当社と資本・技術提携を結び OF 式コンデンサの附属機器の製造を開始し、昭和 20 年に当社より継承した OF 式コンデンサ事業が基礎となり、現在では電力用コンデンサでリーディング・カンパニーとして確固たる地位を築いております。また、昭和 34 年には当社と電子線加速器の共同開発に着手し、対象者では電子線照射装置、当社ではイラックス電線、イラックスチューブ事業へと発展いたしました。昭和 60 年には当社と共同で、薄膜コーティング事業を行う日本アイ・ティ・エフ株式会社を設立するなど、長年にわたり協力し、事業拡大を進めてまいりました。

現在、当社は、「グローバル・プレゼンスの向上」、「トップ・テクノロジーの強化」という成長戦略指針に加え、「収益性を意識した成長型ポートフォリオの構築」、「資本・財務戦略の徹底による企業体質の強化」、および「グローバル・グループ経営の強化」を経営課題として掲げ、中期経営計画「12 VISION」の達成にグループ一丸となって取り組んでおります。

「12 VISION」の達成においては、既存事業の強化・拡大戦略の一つとして、米国・アジア地域において伸長が期待できるエネルギーインフラ事業の拡大に注力してまいります。さらに、既存

事業の強化・拡大に加え、重要な課題である将来の成長を担保する新規事業の創出のため、「環境・資源」を新たな研究開発テーマの一つとして掲げ、早期事業化に向け積極的に取り組んでまいります。

一方、対象者は、中長期計画「ビジョン 2010」を策定し、その達成に鋭意取り組んでおります。現在、主力の電力機器事業は、国内需要に加え、中国における電力需要の拡大にともなう現地需要等により堅調に推移しておりますが、国内公共投資の減少、国内外の競争激化による価格低下、原材料価格の高騰など、厳しい事業環境が継続するものと予想しております。

こうした認識のもと、中長期計画「ビジョン 2010」の達成にむけて、中国、インド等の成長市場への対応や世界最適地生産を推進し、また新製品・新技術の創出については、省資源、省エネルギー等環境への配慮の高まりを受けて受変電機器のコンパクト化の推進強化、さらに、イオン注入装置・電子線照射装置・薄膜コーティング装置等のビーム・真空応用装置事業の拡大、ナノ分野等での新規材料の事業化等に注力しております。

当社および対象者が掲げるこれら経営計画を実現していく上で、両社が保有する経営資源を相互に有効活用し、従前にも増して連携を強化することが、より効率的かつ効果的であると考え、対象者の連結子会社化を目的に本公開買付けを実施することを決定いたしました。

具体的には、まず今後成長が見込まれるアジア、中近東等の新興国での市場開拓、営業ネットワークの相互活用による両社の製品拡販等を検討してまいります。また、CO<sub>2</sub>削減に寄与する超電導応用製品や電力エネルギー制御に重要な役割を占めることが期待される SiC（シリコンカーバイド）など、特に環境・資源・エネルギー分野での新製品・新規事業の創出を推進する所存です。これにより、当社および対象者の一層の事業基盤強化と企業価値の向上が可能になるものと考えております。

## (2) 本公開買付けにおける条件の概要

対象者株式は株式会社東京証券取引所市場第一部および株式会社大阪証券取引所市場第一部に上場しておりますが、当社は、買付け等を行う株券等の数に上限を設定しております。本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であり、本書提出日現在、本公開買付け後に対象者株式を追加取得する予定はありません。また、当社は、買付け等を行う株券等の数に下限を設定せず、設定した上限に至るまで、本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下「応募株券等」といいます。）はすべて買付けることとしております。

本公開買付けは、対象者株主に対して、近時の市場価格よりも有利な価格にてその保有する普通株式を売却する機会を提供するものであります。

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）を決定するにあたり、当社および対象者から独立した第三者算定機関である JP モルガン証券株式会社（以下「JP モルガン」といいます。）に対し、買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値評価の分析を依頼いたしました。

JP モルガンは、当社からのかかる依頼に基づき、当社が提供した対象者の業績の内容や予想（平成 20 年 3 月期（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）の業績修正を含みます。）、および当社が検討を行った対象者との間で生み出されるシナジー効果の見通しを勘案し、市場株価平均法およびディスカунテッド・キャッシュフロー分析法（以下「DCF 法」といいます。）による評価を実施し、当社は JP モルガンから平成 19 年 11 月 2 日に対象者の株式価値の算定結果について報告および算定書の提出を受けました（注）。それぞれの手法において算定された対象者の普通株式 1 株あたりの価値の範囲は以下のとおりです。

・市場株価平均法	525 円～680 円
・DCF 法	731 円～846 円

当社は、以上の算定結果のうち、対象者の将来の収益力を反映した DCF 法による算定結果を重視しつつ、対象者の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例における買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例に加え、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対する事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉した結果を踏まえ、慎重に検討を進めた結果、本公開買付けにおける買付価格を 1 株あたり 800 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成 19 年 11 月 2 日の株式会社東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式に係る終値 680 円に対して約 17.6%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成 19 年 11 月 2 日までの過去 1 ヶ月間の株式会社東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式に係る終値の単純平均 616 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 29.9%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、また、平成 19 年 11 月 2 日までの過去 3 ヶ月間の株式会社東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式に係る終値の単純平均 525 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 52.4%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた額に相当します。

(注) なお、上記（2）に関連して、公開買付者の依頼を受けて対象者の株式価値算定を行った JP モルガンから、開示・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、本書末尾（注）の記載をご参照下さい。

### （3）本公開買付けに関する合意等

対象者は、平成 19 年 11 月 5 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っています。なお、対象者監査役のうち、木村壽秀は、当社の代表取締役を兼務しており、当社と対象者との利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議および決議に対して意見を差し控えております。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

①商号	日新電機株式会社																							
②事業内容	受変電設備、調相設備、制御システム等の電力機器事業および半導体製造用イオン注入装置、電子線照射装置、薄膜コーティング等のビーム・真空応用装置事業																							
③設立年月日	大正6年4月11日																							
④本店所在地	京都市右京区梅津高畝町47番地																							
⑤代表者の役職・氏名	代表取締役社長 天野 嘉一																							
⑥資本金	102億52百万円																							
⑦大株主及び持株比率	<table border="0"> <tr> <td>住友電気工業株式会社</td> <td>32.26%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>6.35%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>4.79%</td> </tr> <tr> <td>関西電力株式会社</td> <td>4.23%</td> </tr> <tr> <td>住友生命保険相互会社</td> <td>2.87%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (住友信託銀行再信託分・株式会社ダイヘン退職給付信託口)</td> <td>2.67%</td> </tr> <tr> <td>モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル ・リミテッド(常任代理人 モルガン・スタンレー証券会社 証券管理 本部オペレーション部門)</td> <td>2.25%</td> </tr> <tr> <td>住友信託銀行株式会社</td> <td>2.07%</td> </tr> <tr> <td>日新電機株式会社</td> <td>1.35%</td> </tr> <tr> <td>オーエム04 エスエスピー クライアント オムニバス (常任代理人 株式会社三井住友銀行 資金証券サービス部)</td> <td>1.23%</td> </tr> <tr> <td>三井住友海上火災保険株式会社</td> <td>1.04%</td> </tr> </table> <p>(注1) 自己株式 1,452,077 株は株主名簿記載上の株式数であり、平成19年3月31日現在の実保有残高は 1,450,077 株です。</p> <p>(注2) 上記(注1を含みます。)は対象者の第149期有価証券報告書(提出日:平成19年6月26日)に基づいて作成しております。</p>		住友電気工業株式会社	32.26%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6.35%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.79%	関西電力株式会社	4.23%	住友生命保険相互会社	2.87%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (住友信託銀行再信託分・株式会社ダイヘン退職給付信託口)	2.67%	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル ・リミテッド(常任代理人 モルガン・スタンレー証券会社 証券管理 本部オペレーション部門)	2.25%	住友信託銀行株式会社	2.07%	日新電機株式会社	1.35%	オーエム04 エスエスピー クライアント オムニバス (常任代理人 株式会社三井住友銀行 資金証券サービス部)	1.23%	三井住友海上火災保険株式会社	1.04%
住友電気工業株式会社	32.26%																							
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6.35%																							
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.79%																							
関西電力株式会社	4.23%																							
住友生命保険相互会社	2.87%																							
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (住友信託銀行再信託分・株式会社ダイヘン退職給付信託口)	2.67%																							
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル ・リミテッド(常任代理人 モルガン・スタンレー証券会社 証券管理 本部オペレーション部門)	2.25%																							
住友信託銀行株式会社	2.07%																							
日新電機株式会社	1.35%																							
オーエム04 エスエスピー クライアント オムニバス (常任代理人 株式会社三井住友銀行 資金証券サービス部)	1.23%																							
三井住友海上火災保険株式会社	1.04%																							
⑧買付者と対象者の関係等	資本関係	当社は対象者の発行済株式総数の32.45%(間接保有分を含む)を保有しております。																						
	人的関係	当社から社外監査役1名を派遣しております。また、当社より対象者への従業員の出向があります。																						
	取引関係	当社と対象者との間には、電線ケーブル等の購入、販売の取引があります。																						
	関連当事者への該当状況	対象者は当社の持分法適用関連会社です。																						

### (2) 買付け等の期間

#### ①届出当初の買付け等の期間

平成19年11月6日(火曜日)から平成19年12月5日(水曜日)まで(21営業日)

#### ②対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法(以下「法」といいます。)第27条の10第3項の規定により、対象者から

買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、公開買付期間の末日は平成19年12月18日（火曜日）となります。

### （3）買付け等の価格

普通株式1株につき、800円

### （4）買付け等の価格の算定根拠等

#### ①算定の基礎

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、公開買付者および対象者から独立した第三者算定機関であるJPモルガンに対し、買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値評価の分析を依頼いたしました。

JPモルガンは、公開買付者からのかかる依頼に基づき、公開買付者が提供した対象者の業績の内容や予想（平成20年3月期（平成19年4月1日～平成20年3月31日）の業績修正を含みます。）、および公開買付者が検討を行った対象者との間で生み出されるシナジー効果の見通しを勘案し、市場株価平均法およびDCF法による評価を実施し、公開買付者はJPモルガンから平成19年11月2日に対象者の株式価値の算定結果について報告および算定書の提出を受けました（注）。それぞれの手法において算定された対象者の普通株式1株あたりの価値の範囲は以下のとおりです。

- ・市場株価平均法 525円～680円
- ・DCF法 731円～846円

公開買付者は、以上の算定結果のうち、対象者の将来の収益力を反映したDCF法による算定結果を重視しつつ、対象者の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例における買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例に加え、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対する事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉した結果を踏まえ、慎重に検討を進めた結果、本公開買付けにおける買付価格を1株あたり800円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成19年11月2日の株式会社東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式に係る終値680円に対して約17.6%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成19年11月2日までの過去1ヶ月間の株式会社東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式に係る終値の単純平均616円（小数点以下を四捨五入）に対して約29.9%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、また、平成19年11月2日までの過去3ヶ月間の株式会社東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式に係る終値の単純平均525円（小数点以下を四捨五入）に対して約52.4%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた額に相当します。

#### ②算定の経緯

対象者は公開買付者の持分法適用関連会社であり、公開買付者は対象者との間で、今後の協業体制について検討を進めてまいりましたが、平成19年8月頃、公開買付者および対象者のより一層の事業基盤強化と企業価値向上に資するため、公開買付者が対象者を連結子会社

とすることが最善であると判断し、本公開買付けに関する具体的な検討に着手いたしました。

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、公開買付者および対象者から独立した第三者算定機関である JP モルガンに対し、買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値評価の分析を依頼いたしました。

JP モルガンは、公開買付者からのかかる依頼に基づき、公開買付者が提供した対象者の業績の内容や予想（平成 20 年 3 月期（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）の業績修正を含みます。）、および公開買付者が検討を行った対象者との間で生み出されるシナジー効果の見通しを勘案し、市場株価平均法および DCF 法による評価を実施し、公開買付者は JP モルガンから平成 19 年 11 月 2 日に対象者の株式価値の算定結果について報告および算定書の提出を受けました（注）。それぞれの手法において算定された対象者の普通株式 1 株あたりの価値の範囲は以下のとおりです。

- ・市場株価平均法 525 円～680 円
- ・DCF 法 731 円～846 円

また、公開買付者は、対象者に対して事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスを平成 19 年 9 月から 10 月にかけて行いました。

以上の経緯を経て、公開買付者は、上記の算定結果のうち、対象者の将来の収益力を反映した DCF 法による算定結果を重視しつつ、対象者の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例における公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例に加え、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対する事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉した結果を踏まえ、慎重に検討を進めた結果、本公開買付けにおける買付価格を 1 株あたり 800 円とすることを決定いたしました。

平成 19 年 11 月 5 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに対する賛同決議がなされております。なお、対象者監査役のうち、木村壽秀は、公開買付者の代表取締役を兼務しており、公開買付者と対象者との利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議および決議に対して意見を差し控えております。

（注）なお、上記（4）①および②に関連して、公開買付者の依頼を受けて対象者の株式価値算定を行った JP モルガンから、開示・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、本書末尾（注）の記載をご参照下さい。

### ③算定機関との関係

JP モルガンは、公開買付者および対象者から独立した算定機関であり、公開買付者および対象者の関連当事者に該当いたしません。

### （5）買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限
20,000,000（株）	－（株）	20,000,000（株）

（注 1）応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の上限」（20,000,000 株。以下「買付予定の上限」といいます。）以下のときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定の上限（20,000,000 株）を超えるときは、その超える部分の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項および内閣府令（以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式によ

り、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります(単元未満株式が公開買付代理人または復代理人を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。)。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、市場価格で当該買取りを行います。

(注4) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行または移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

#### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	20,000
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
届出書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	34,791
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)	794
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	238
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成19年3月31日現在)(個)(j)	106,099
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	18.80
買付け等を行った後における株券等所有割合 ( $(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$ )(%)	52.14

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(20,000,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(対象者の保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(j)」は、対象者の第149期有価証券報告書(提出日:平成19年6月26日)に記載された平成19年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、単元未満株式についても、本公開買付けの対象としておりますので、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」および「買付け等を行った後における株券等所有割合」においては、上記有価証券報告書記載の単元未満株式数(272,445株)から本公開買付けを通じて取得する予定がない上記有価証券報告書記載の対象者の単元未満の自己株式数(77株)を控除した272,368株に係る議決権の数(272個)を加え「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」を106,371個として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」および「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 16,000 百万円 (予定)

(注) 買付代金は、買付予定数 (20,000,000 株) に 1 株あたりの買付価格を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

公開買付け代理人：

大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号

なお、公開買付け代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。

大和証券株式会社 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号

②決済の開始日

平成 19 年 12 月 13 日 (木曜日)

(注) 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により公開買付期間が延長された場合には、平成 19 年 12 月 27 日 (木曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所または所在地 (外国人株主の場合はその常任代理人の住所) 宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人または復代理人から応募株主等 (外国人株主の場合はその常任代理人) の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人または復代理人の応募受付をした各本店または全国各支店にてお支払いします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定の上限 (20,000,000 株) 以下のときは、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定の上限 (20,000,000 株) を超えるときは、その超える部分の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項および府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います (各応募株券等の数に 1 単元 (1,000 株) 未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定の上限に満たないときは、買付予定の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 単元 (追加して 1 単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数) の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定の上限を超えることとなる場合には、買付予定の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した買付株数の合計が買付予定の上限を超えるときは、買付予定の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数

を1単元（あん分比例の方法により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定の上限を下回ることとなる場合には、買付予定の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主を決定します。

#### ②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリおよびフないしソ、第2号、第3号イないしチならびに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

#### ③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に、株式の分割その他の令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付価格の引下げを行うことがあります。

買付価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### ④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付けをした公開買付代理人（復代理人にて応募受付けをした場合には復代理人）の各本店または全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票および公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付または送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除にともなう損害賠償または違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに下記の方法により返還します。

（イ）応募に際し公開買付代理人または復代理人に対して株券等が提出された場合には、買付けられなかった株券等を応募株主等へ交付または応募株主等の住所（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）へ郵送します。

（ロ）公開買付代理人もしくは復代理人（または公開買付代理人もしくは復代理人を通じて株式会社証券保管振替機構）により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

#### ⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定す

る方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項および訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します

⑦公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第 9 条の 4 および府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、または米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書または関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、または米国内から、郵送その他の方法によって送付または配布されるものではなく、かかる送付または配布を行うことはできません。上記制限に直接または間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主等の方は、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募者が本公開買付けに関するいかなる情報または書類も、米国内において、もしくは米国に向けて、または米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付けもしくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）または米国内の証券取引所施設を利用していないこと、および、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人または受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 19 年 11 月 6 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社

大和証券株式会社（復代理人）

### 3. その他

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成19年11月5日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っています。なお、対象者監査役のうち、木村壽秀は、当社の代表取締役を兼務しており、当社と対象者との利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議および決議に対して意見を差し控えております

#### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成19年11月5日に、株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所において平成20年3月期中間決算短信を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性および真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。

##### ①損益の状況

決算年月	平成20年3月期（第150期）中間期
売上高	24,069百万円
営業利益	(-) 248百万円
経常利益	336百万円
中間（当期）純利益	335百万円

##### ②1株当たりの状況

決算年月	平成20年3月期（第150期）中間期
1株当たり中間（当期）純利益	3.16円
1株当たり中間配当額	3.00円
1株当たり純資産額	369.56円

### 4. 今後の見通し

対象者株式は株式会社東京証券取引所市場第一部および株式会社大阪証券取引所市場第一部に上場しておりますが、当社は、買付け等を行う株券等の数に上限を設定しております。本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であり、本書提出日現在、本公開買付け後に対象者株式を追加取得する予定はありません。

また、本公開買付けによる当社の連結業績および個別業績への影響は軽微です。

以上

※このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身のご判断で申し込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又は

その一部を構成するものでなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

※このプレスリリースには、日新電機株式会社株式を取得した場合における事業展開の見通しを記載してありますが、実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

※国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配付とみなされるものとします。

(注) J Pモルガンによる対象者の株式価値の算定（以下「本算定」といいます。）は、公開情報、公開買付者もしくは対象者から提出を受けた情報または公開買付者もしくは対象者から協議を通じて受領した情報および J Pモルガンが検討の対象としたまたは J Pモルガンのために検討されたその他の情報に依拠し、それらが正確かつ完全であることを前提としたものであり、J Pモルガンはその正確性や完全性について独自の検証を行っておらず、また、株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で J Pモルガンに対して未開示の事実はないことを前提としております。J Pモルガンは、いかなる資産および負債（偶発債務を含みます。）の鑑定も行っておらず、これらに関していかなる鑑定書や査定書の提出も受けておりません。J Pモルガンは、公開買付者および対象者の経営陣によって提出された財務分析および予測（シナジーに関する予測を含みます。）に依拠するにあたり、かかる分析および予測が、それに関連する公開買付者および対象者の将来の事業パフォーマンスや財務状況について、経営陣が現時点で考えられる最善の判断と予測に基づいて合理的に作成されていることを前提としております。また、J Pモルガンは、かかる分析もしくは予測またはそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明していません。J Pモルガンの株式価値の算定結果は、平成 19 年 11 月 2 日現在において J Pモルガンが入手している情報および同日現在の経済、市場、その他の状況を反映したものであり、本算定がなされた後の事象により本算定が影響を受けることがあります。J Pモルガンは、その算定を修正、変更または補足する義務を負いません。本算定は、公開買付者の支払う買収価格を含むいかなる取引の条件に関して財務的またはその他の見地から公正妥当であるとの意見（いわゆるフェアネス・オピニオン）を述べるものではなく、かつ、本公開買付けを含む公開買付者によるいかなる取引実行の是非について意見を述べるものではありません。また、本算定の結果は、公開買付者取締役会が、対象者の株式価値を検討するにあたり、情報提供の目的で J Pモルガンから提供を受けたものであり、公開買付者の株主、債権者またはその他のいかなる者のためにも提出されているものではなく、これらの者は本算定に依拠できません。本算定は、対象者の普通株式を保有する株主が本公開買付けに関してどのように行動すべきかを推奨するものでもありません。J Pモルガンは、対象者の普通株式が将来どのような価格で取引されるかという点について何ら意見表明をしておりません。

J Pモルガンは、本公開買付けに関して、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーとして行ったサービスの対価として、報酬を公開買付者から受領しております。更に、公開買付者は、J Pモルガンが公開買付者から委託されて行う業務から生ずる一定の責任について J Pモルガンに補償することに同意しております。また、J Pモルガンおよびその関連会社は、公開買付者に対して、投資銀行業務サービスを現在まで適宜提供してきており、上記の投資銀行業務サービスに関して報酬を受領しております。J Pモルガンまたはその関連会社は、その通常の業務において、公開買付者または対象者の債券または持分証券の自己勘定取引および顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、J Pモルガンまたは関連会社は随時、これらの有価証券の買持ちポジションまたは売持ちポジションを保有する可能性があります。